

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火）午後 1時00分開会

1. 開 会
2. 挨拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算（第8号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (3) 議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (4) 議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（11名）

亀 井 伝 吉	委員長	本 間	清	副委員長
森 田 義 昭	委員	小 林 武 雄	委員	
針ヶ谷 稔 也	委員	荒 井 英 世	委員	
延 山 宗 一	委員	黒 野 一 郎	委員	
青 木 秀 夫	委員	市 川 初 江	委員	
今 村 好 市	委員			

○欠席委員（1名）

小 野 田 富 康	委員
-----------	----

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
赤坂文弘	教育長
峯崎浩	総務課長
伊藤良昭	企画財政課長
高瀬利之	税務課長
川田亨	住民環境課長
小野寺雅明	福祉課長
玉水美由紀	健康介護課長
橋本貴弘	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長
丸山英幸	会計管理者
小林桂樹	兼会計課長 兼教育委員
橋本貴弘	兼事務局長 兼農業委員

---

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午後 1時00分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 定刻となりましたので、ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

---

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、亀井委員長にご挨拶をいただきます。

○亀井伝吉委員長 改めまして、こんにちは。先ほどの本会議におきまして本委員会へ付託されました、補正予算関係の議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの2回目の質疑は一巡した後といたしますので、よろしくお願いいたします。

○荻野剛史事務局長 それでは、審査事項に移ります。これからは亀井委員長の進行にてお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

---

○議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)について

○議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○亀井伝吉委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の4議案について審査を行います。初めに、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)につきまして細部について説明をさせていただきたいと思っております。議案書のほうをお手元をお願いいたします。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,767万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億514万2,000円とするものでございます。

2ページから5ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略させていただきます。6ページをお願いいたします。6ページです。第2表、繰越明許費の補正、追加でございます。2款総務費、1項総務管理費のまちづくり推進事業300万円でございます。こちらに関しましては、板倉町総合計画の基本計画、これ前期、後期でございますけれども、後期に向けての見直し、そのためのアンケート調査を実施するものでございますが、アンケートの調査、集計及び分析の期間が令和5年度にまたぐ見込みのための繰越しとなるものでございます。

7ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。板倉ゴルフ場の賃借料、限度額2億2,197万円、戸籍システムハードウェア賃借料1,709万4,000円、戸籍システムクラウド利用料2,960万1,000円、一般廃棄物収集運搬業務委託料4,000万円、資源物収集運搬業務委託料3,900万円、5つの事業で合計3億4,766万5,000円です。こちらはいずれも令和5年度以降に経費の支出が生じる事項につきまして、令和4年度中に契約を締結するため債務負担行為を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。第4表、地方債補正の変更でございます。起債の目的は、公共施設等適正

管理推進事業債（道路長寿命化事業）、補正前の限度額2,340万円が補正後限度額2,110万円とするものでございます。こちらは道路長寿命化事業の工事契約の確定に伴いまして、借入金を減額するものでございます。

続いて、歳入の詳細についてご説明いたしますので、11ページをお願いいたします。歳入の部の第1款町税、第1項町民税でございますが、個人町民税の現年度課税分で2,594万3,000円の追加です。調定の実績及び納付の見込みによります追加の補正となります。

続いて、第2項固定資産税については、固定資産税の現年度課税分といたしまして8,751万6,000円の追加でございます。町民税と同様に、これまでの調定の実績及び納付見込みによる追加となるものでございます。

続いて、第2款地方譲与税、第2項自動車重量譲与税につきましてですが、こちら500万円の減額となります。こちらにつきましては、過去の実績及び上期の収入から算出いたしまして、予算額との乖離がちょっと大きかったために減額をするものでございます。

12ページをお願いいたします。第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金です。こちら700万円の追加となります。こちらも過去の実績及び上期の収入から算出いたしまして、予算額との乖離が大きかったために追加をするものでございます。

第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金です。こちらは2,700万円を追加するものでございますが、こちら上期の収入から算出いたしまして追加をするものとなってございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の障害児給付費等負担金に110万円を追加するものでございます。こちらは支出額の増に対する追加となります。同じく国民健康保険基盤安定負担金、こちらは23万2,000円の減額、未就学児均等割保険税負担金5万円の減額です。いずれも国負担額の確定によります減となります。

13ページですが、第2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金のへき地児童生徒援助費等補助金（遠距離通学援助）16万5,000円の減額でございます。こちらはスクールバスの運行の補助金の確定に伴います減額となります。

第16款県支出金、第1項県負担金、1目民生費県負担金の障害児給付費等負担金55万円の追加となります。こちらは支出額の増加に対します追加となっております。続いて、国民健康保険基盤安定負担金633万8,000円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金62万6,000円の減額、未就学児均等割保険税の負担金2万5,000円の減額です。いずれも県負担の確定に伴います増、減となっております。

第3項県委託金、3目民生費県委託金の生活のしづらさなどに関する調査業務の委託金4万6,000円の追加でございます。新たに板倉町が調査対象となったための追加となっております。

14ページをお願いいたします。第18款寄附金、第1項寄附金、1目の一般寄附金と2目の指定寄附金です。一般寄附金については300万円の追加、指定寄附金については200万円の追加です。いずれもふるさと納税の現状に合わせました追加となっております。

第19款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目後期高齢者医療特別会計繰入金207万2,000円の追加となっております。令和3年度の決算の確定に伴う精算による追加となります。

第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、こちらは3億4,380万8,000円の減額でございます。他の収入の増加によりまして基金からの繰入れを減額するものでございます。

15ページです。第20款の繰越金、第1項繰越金です。前年度繰越金といたしまして6億6,042万1,000円を

追加するものでございます。既定額プラス今回の補正額で合計8億6,042万1,000円、こちらが決算の実質収支額となっているところでございます。

第21款諸収入、第5項雑入です。心身障害者扶養共済年金の収入に12万円の追加、こちらは共済の支払者の増加によります追加となります。後期高齢者医療給付費負担金返還金677万6,000円の追加です。こちらは金額の確定に伴います追加となります。

第22款町債、第1項町債、2目土木債の公共施設等適正管理推進事業費（道路長寿命化事業）でございますが、230万円の減額です。事業費の確定によります減額になります。

16ページをお願いいたします。ここからは歳出の詳細について説明をさせていただきます。第1款議会費、第1項議会費です。説明欄ですが、職員の人件費、こちらは組替えですので増減はございません。これから職員の人件費各款項目に出てきておりますけれども、全てが組替えとなってございます。こちらは6月の期末手当が減額になりましたが、今回勤勉手当の増額によりまして組替えで済むことになっておりますので、ご了解いただければと思います。

次の議会の会計年度任用職員経費5万円の追加でございます。会計年度任用職員の報酬の増につきましては、人事院勧告によります給料の引上げに伴う報酬の増、それと共済費の増ということで、やはりこれからの款項目出てきますが、一般会計会計年度任用職員107人分、総額で96万円の増額になりますので、これ以降については省略をさせていただきたいと思っております。

17ページをお願いいたします。第2款総務費、第1項総務管理費、3目財政管理費のふるさと納税事業に200万円の追加となっております。ふるさと納税額の実情に合わせました返礼品代、こちらを追加するものでございます。

3目財産管理費、町有施設管理事業、こちらにつきましては、中身については電気料金の追加となります。10万円でございます。これから各項目でやはり電気料金の追加が出てきておりますけれども、まず電気料金の高騰に伴いまして、9月の定例会で新電力の対象施設でございます高圧電力施設につきましては、約2,100万円を既に追加をさせていただいておりまして、総額が約5,100万円とさせていただいたところでございますが、今回高圧施設以外の施設、また街路灯など合計で約60か所の契約につきまして、総額で350万円を追加いたしまして、補正後の合計が1,900万円としているものでございます。

12目防犯対策費、こちら55万円の追加です。こちら防犯灯の修理件数が増えたことからの増となっております。防犯灯の整備事業の光熱水費につきましては、電気料の追加といたしまして240万円でございます。

13目交通対策費の交通安全施設及び環境整備事業、こちらにつきましても3万円の追加、続いて無料コミュニティバスの運行事業、こちらはバスの燃料費の高騰によります追加20万円でございます。

18ページをお願いいたします。第2款総務費、第1項総務管理費、15目基金費です。基金管理といたしまして、財政調整基金の元金の積立て4億3,100万円を追加するものでございます。先ほど説明いたしました、繰越金の額の2分の1、令和3年度決算の実質収支額の2分の1を積み立てるものでございます。

16目感染症対策費の新型コロナウイルス感染症対応の移住支援事業に280万円を追加するものでございます。こちらは申請の相談者が増加しておりまして、既に申請済みが5件、今後申請が見込まれる方々が9件、合計で14件を見込みまして、現状の700万円から280万円を追加いたしまして980万円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。地域福祉活動推進事業から35万円を減額いたします。こちらは福祉まつりの中止に伴います減額となります。また、国民健康保険特別会計繰出金774万円の追加です。国、県の負担金の確定に伴います追加となります。

2目高齢者福祉費の社会参加促進・生きがい活動推進事業90万円の追加でございます。こちらは老人福祉センターの管理運営といたしまして、施設の電気料分の追加90万円でございます。

3目障害者福祉費の生活のしづらさなどに関する調査事業に4万6,000円を追加いたします。先ほどの説明のとおり、町が調査対象となったことによります追加となります。また、障害児（者）自立支援事業、こちらは558万7,000円を追加いたします。内訳ですけれども、更生医療費給付513万5,000円の追加、また育成医療費の給付については22万5,000円の追加、療養介護医療費給付については22万7,000円の追加となりますが、いずれも令和3年度中に既に歳入済みでございます国、県の負担金につきまして今回額が確定したために、その差額について還付金が発生したことによります追加となります。

21ページ、同じく3目の障害児福祉費の在宅障害児（者）福祉推進事業12万円の追加です。こちらは共済年金の支払者が増えたことによります追加になります。障害介護給付事業290万3,000円を追加いたします。いずれも差額の返還金が発生したことによります追加になります。障害児給付事業359万9,000円の追加でございます。こちらは利用者が増えたことによりまして給付費が増えた、そのための追加となります。そのほか差額の返還金が発生したために返還金を追加するものでございます。

4目福祉医療費の福祉医療費支給事業に126万5,000円を追加いたします。こちらは令和5年の4月から対象拡大に対しますシステム改修を行うための追加となります。

5目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業83万6,000円の減額でございます。こちらも国、県の負担金の確定に伴います減額となります。

次のページ22ページをお願いいたします。第2項児童福祉費、3目保育園費です。こちら2つ目の丸ですけれども、光熱水費、こちらは板倉保育園、北保育園の電気料の追加80万円でございます。

続いて、4目の児童館費、同じく児童館の電気料の追加29万1,000円となります。

23ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。こちらは養育医療費の支給事業費に14万5,000円を追加いたします。こちら先ほどから説明しております、既に歳入済みの負担金につきまして差額が発生したための還付金追加分でございます。その下の保健センター費については、電気料の追加11万円でございます。

第2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。資源化センターの電気料金の追加27万円でございます。

続いて、24ページをお願いいたします。第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の農産物直売所管理運営事業に169万8,000円を追加いたします。こちらは直売所の地域食材提供部門の再開に伴います修繕費委託料の追加でございます。

続いて、25ページですが、第7款商工費、第1項商工費、1目商工総務費の、失礼しました。これは人件費でございました。2目の商工業振興費の住宅リフォーム支援事業100万円の追加でございます。申請者の増加に伴います追加となります。

続いて、26ページをお願いいたします。第8款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。道路維持事業に800万円を追加いたします。樹木の伐採を実施するための追加となります。続いて、道路長寿

命化事業257万1,000円の減額です。こちらは工事費の確定により減となります。その下は電気代128万5,000円の追加となりますけれども、道路維持費といたしまして、駅前のシンボル道路等の街路灯の電気代、こちらを追加するものでございます。

27ページ、第4項都市計画費、1目都市計画総務費の移住者住宅取得支援事業に150万円を追加いたします。こちら申請者の増加に伴います追加でございますが、現在30万円の20人分を確保してございますが、5人分を追加するものでございます。合計で今25人分を確保したいと考えてございます。

2目公園費、こちらにつきましては、電気料金といたしまして62万1,000円を追加するものでございます。主に天神池公園やふれあい公園等、公園等の電気料の追加となります。

3目下水道費、こちらは下水道事業特別会計の繰出金65万5,000円を減額するものでございます。令和3年度の決算が確定いたしまして繰越額が発生することによりまして、一般会計の繰出しを減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。第10款教育費、第1項教育総務費、3目教育研究所費でございます。教育研究所充実事業に10万円を追加いたします。次年度に使用予定の社会科副読本の必要数の増加のため追加するものでございます。

4目教育指導費の外国青年招致事業（JETプログラム）161万3,000円の減額です。こちらは外国語指導助手の退職に伴います減額となります。

続いて、飛びまして31ページをお願いいたします。第5項保健体育費、2目保健体育施設費の、こちらは光熱水費50万円を追加するものですが、こちらは水道料金の不足に伴います追加です。内容につきましては、海洋センターの漏水が確認できまして、水道料が不足したために追加をするものでございます。

続いて、第14款の予備費でございますが、500万円を追加するものです。今年既に予備費のほうから、降ひょう等によります町施設の被害が発生してございます。それらの被害につきまして予備費の充用が増加したためでございます。降ひょうによります町施設の被害につきましては、板中の給食室の屋上、またこの役場庁舎の屋上の空調施設、また児童館、文化財資料館のテラス等の被害に伴いまして予備費の充用が増加したためとなっております。

最後に、32ページをお願いいたします。こちらにつきましては、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。冒頭説明をいたしました第4表の地方債の補正等も反映させた見込みとなっております。説明については省略させていただきます。

以上、ご説明をいたしました。よろしくご審査の上、ご決定賜りますようお願いいたします。以上です。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 20ページお願いします。障害者福祉費の生活のしづらさなどに関する調査事業4万6,000円の追加ということですが、障害者福祉ですから、これ障害者の方の生活のしづらさ、そういった部分の調査だと思うのですが、板倉町が調査対象になったということなのですか、これは県からの依頼、国、どっちなのですか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長　こちらにつきましては、おおもとが国になっていまして、県を通して国からの依頼ということになっています。

　　以上です。

○亀井伝吉委員長　荒井委員。

○荒井英世委員　そうしますと、まだ具体的には、例えば調査員報酬とありますね。調査員を何名ぐらいで、これはどういった形で、例えば障害者の方に直接面接で調査するとか、あるいは書類通して調査するとか、どういった形でやるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長　小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長　調査の方法ですが、これにつきましては、板倉町の国勢調査の1個の区画だけが今回該当していまして、その中がおおむね60戸あります。60戸を、実際にこの調査をしますのは、近隣の自治体等とも相談をしまして、板倉町としては初めての調査ですので、職員の3名が時間外に当たるということで調査はする予定です。60戸の家に、まずは最初に調査に協力をしてくれますかというような通知を送りまして、しないというちはもう駄目なのですが、してもいいよといううちに関しましては、伺って、まずは障害者がいるかどうかということからで、いるとなった場合は説明をしまして、こちらに記載をお願いしますということで、国が作った調査の資料を置いてきまして、それに関しましては直接郵送にてまた送り返してもらうというような調査方法となっています。

○亀井伝吉委員長　荒井委員。

○荒井英世委員　そうしますと、その60戸というのは、要するにそこに障害者の方がいるといううちではなくて、一応ランダムに60戸無作為に選んで、そういうところを3人の職員で訪問するわけですか。その中でもし障害者の方がいれば、そこで具体的に調査するという形なのですね。

　　もう一つ。それで、今回板倉町が調査対象になっているわけですが、以前はどこかの町になったと思うのですよね、市か町が。その調査結果踏まえて、どういった形で具体的に、国レベルでいろんな政策、方策、そういった部分つくると思うのですけれども、どういった部分が過去の事例で出てくるのでしょうか。

○亀井伝吉委員長　小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長　過去の調査ですが、平成28年の12月1日を基準日としまして前回の調査が全国で行われています。そのときは区域としまして全国で240区域だったのですが、今回は国がもう少し区域を広げまして、2,400区域です、2,400区域だったのですが、増やしまして5,363区域というふうな区域を増やしたことによって板倉町も今回初めて該当しました。結果につきまして私も、厚生労働省のホームページに前回の結果というのは載っていましたので見てみましたところ、回答にはどういう回答結果であったというような集計はされているのですが、それに基づいてどういった政策をするとか、そこまでのではなく、国が政策をするときに随時その結果を基に使っていくのかなというような感触でした。

○亀井伝吉委員長　よろしいですか。

　　ほかには。延山委員。

○延山宗一委員　ページ24ページになります。農業振興費になるのですけれども、農産物の直売所管理運営事業ということで、修繕費今回152万7,000円ということで追加がされているわけですが、先ほどウム・ヴェルトさんが指定管理者として業務に携わるということですよ。現在の季楽里、再三にわたって改装

したり、また修繕をしたりもろもろがあったわけですが、今回この修繕ということで追加が出されているわけですが、それについてもう少し内容等について説明をお願いしたいと。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 それでは、直売所の修繕料についてお答えいたしたいと思います。

まず初めに、指定管理者の承認のほう大変ありがとうございました。修繕料の中身なのですが、町のほうで施設管理をしているまず駐車場のほうが結構凸凹しているので、その駐車場の補修をするのが1つあります。それと、白線、駐車場のラインですけれども、それもほとんど消えている状態なので、道路を修繕した後に白線を一応描いてお客さんを迎え入れるということが1つあります。それと、季楽里の大きい看板があるので、それがさびだらけになっている状態ですので、なるべくその看板についてはお金をかけずに対応していきたいという3つが施設内の状況でございます。

それと、合併浄化槽、直売所の裏にある合併浄化槽なのですが、これは50人槽あるわけなのですが、そのブロワーとか、そういうポンプ自体があまりにずっと、そば屋さんもなくなってほとんど人が使っていない状況でしたので、この機会に新たに指定管理者が決定されたことに対してもう一回見直しをして一応修繕していきたいというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 細部について細かにもろもろの修理というふうな説明があったわけですが、プレゼンされていますよね。そのときの資料見させてもらったのですが、当然ある状態の中でのレイアウトを考え、出店をするということのプレゼンがされたということであるわけですが、それ以外に例えばウム・ヴェルトさんがその建物の若干構造も変えていきたいというようなことの当然要求も出てくる。また、そうするとその場合当然内容等にも影響してくるのですが、それについての今回の修理ということが入っていないということですか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お答えします。

建物自体につきましては、基本的には指定管理者になるウム・ヴェルトさんがもし修繕がしたければ修繕をしてほしいという願いはしてある状況でございます。もちろん施設内にある備品等についても自由に使用していただいても結構ですし、要らなければ捨ててしまってもいいですよという話は事前に話してある状況でございます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回の修繕がアスファルトの起伏の修繕、また浄化槽の老朽化されたモーター、ポンプというのかな、そういうのも改修だということです。それ以外にはこの金額の中には入っていないということよろしいでしょうか。

○亀井伝吉委員長 橋本産業振興課長。

○橋本貴弘産業振興課長 予定では入っておりません。

○亀井伝吉委員長 延山委員。

○延山宗一委員 今回ウム・ヴェルトさん10年間というような契約の中で、よりいい経営をして、少しでも板倉町のほうにバックが来るように進んでくれればありがたいなと思うのですけれども、我々も地元としてやはり利用しながらウム・ヴェルトさんに応援もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにござひますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 31ページをお願ひしたいと思ひますけれども、先ほど財政課長のほうから話があつた体育施設関係なのですけれども、海洋センターという話が出まして、水漏れが発生しているということでも、50万円というのはいかにか分りませんが、一般家庭使う場合も、では金額が多いなという、これいつ頃から水漏れが出ていて、この50万円の中には、発生して発覚したのだから工事があるわけですね。これは工事費も入って、先ほどは光熱費、水というだけで話だつたと思ひるので、私聞き間違ひだつたら申し訳ないのですけれども、そのような内容の中でのひとつご答弁お願ひします。

○亀井伝吉委員長 小林教育委員会事務局長。

○小林桂樹教育委員会事務局長 それでは、黒野委員さんの海洋センターにおける漏水についてご説明をさせていただきます。

海洋センターの漏水について、これが漏水がしているのではないかという疑ひが生じたのが、7月、8月分の水道料が前年度の使用量に比べて異常に多かつたというのが一つの発端でござひます。7月、8月といひますと、海洋センタープールを運用している期間でござひますので、通常の期間よりは当然プールに使う水が大量に使ひますので多くなるのは事実なのですけれども、それにしても前年度の使用量に比べると数倍の水が出ていふような状況が分りまして、そこで調査を実施いたしました。その結果、通常の、今まで2年間、夏場のプールは閉鎖して使っていないかというようなこともありまして、通常の管理よりも水を多く出したといふのは実際にあつたといふふうに確認をしております。しかし、その水量だけでは今回の水量が計算上合わないなということで、漏水もあるものだとおぼえてござひます。

このいつからといふのが、これははっきり申し上げますと実際分らないといふのが現実です。過去4年間、5年間分の水道料の推移を見ましたところ、やはり四、五年前から比べると毎年少しずつ使用水量が増えているといふようなことも確認ができますので、もしかすると、これは推測で大変恐縮でござひますが、ずっと漏水があつて、今まで続いている状態なのかなということも考えられております。

現在におきましては、一度漏水箇所を確認したいということで、海洋センターの駐車場の一部、公民館側の境のところに水道管のバルブが来ているのですけれども、そこの修繕を掘削して、水道管を出して漏水の確認をしたのですが、そこは漏水は確認できなかったということで、それ以上やっても経費がかかつてしまつてなかなか漏水箇所といふのが困難だということで、現在はその元のバルブを止めて本管のほうから水を海洋センターに送らない状態にしてあります。そうすれば漏水のほうは発生しないということで、海洋センターで使用する水につきましては、海洋センター内にある水道の受水槽、こちらの水を使つておりますので、受水槽の水を確認いたしまして、受水槽が減つた場合は本管のほうに接続してあるバルブを開けて給水をして、給水が終わつたらまたバルブを締める。通常はその受水槽からの水でトイレですとか、手洗ひの水とか、

お茶の水とか、そういうものには利用しているということで、今現在は漏水は少なくとも発生はしていないと。元のバルブを止めてありますので、水は流れていないという状態で管理をしている状態です。

今後この漏水につきましては、漏水調査を行って、漏水箇所を突き止めて、修繕をするのか、それとも海洋センターの施設自体も相当年数もたってきていますので、またどこから漏水するかというのが特定も難しいということも考えられますので、その場合は水道管の引き直しということも含めて今対応を考えているところでございます。

以上です。

**○亀井伝吉委員長** 黒野委員。

**○黒野一郎委員** それで、工事費については話がなかったのですけれども、では先ほど話があった2年前、コロナの関係で令和2年、3年とやらなかったのですけれども、そこから考えると、今先ほど話があった4年前か5年前ぐらいに戻って出ているかなという話もしましたけれども、メーター見れば2年前の令和2年、3年がプールの関係で使っていないということになれば、そしてその後見れば、あ、いつからかなというのが分かると思うのですよね。プールで使っていなければ、前の比較すれば。金額的には50万円も、普通なら一軒のうちだと7月、8月と同じように2か月で1回ですから、1万円か1万円5,000円ぐらい、一軒のうちだって、普通の一般家庭だと。だけれども、50万円というのではかなり出ているかなと思うのですけれども、ある違うところなんか行けば何百万円というので後で発覚したこともありますけれども、50万円というのは。

その50万円のさっきはそういうことで、4年、5年前からかなという話ですけれども、今後、では元栓は止めてあるから出ないと。それでは結論というのか、ならないと思うのです。やはり、では追って行って確認をして、調査して、最終的にはどこかを見つけるとか、何らかの方法をしなければいつになったら海洋センターがある以上はずっと、2年、3年、5年、10年と続くと思うのですけれども、その辺の今の現状のお考えはどんな具合ですか。

**○亀井伝吉委員長** 小林教育委員会事務局長。

**○小林桂樹教育委員会事務局長** まず、50万円という高額な水道料金が発生してしまったのですが、これについては漏水だけではなく、その2年間使っていなかったということで、その管理のために、結構カビ等がついていると、それを洗い流すというようなことも含めて、通常の2年前、その2年前以前の通常プールを開設した年から比較してそれが増えてしまったというのが今年度の一つの要因かなというふうには考えてございます。

それから、漏水に関しましては、先ほど黒野委員さんのおっしゃるとおりでございまして、今現状は元のバルブを止めて水が流れない状態、メーター回らないということで、漏水は当然起こらないというような形で対応させていただいて、通常使う水については受水槽に水が減ったときだけ開けて、水をためたらまたバルブを締めるという形でやっております。あくまでもこれ暫定の対応でございまして、今現在これから漏水の調査にかかる経費が幾らかかるのか、それからそういう調査の経費と、実際にその漏水箇所が特定された場合にその部分だけを掘削して修理をするのか、そのほうがいいのか、それとも今ある管は全て潰してしまっただけで新たな管を引いて対応していったほうがいいのか、それについては今、予算等もありますので、これから予算のほうを見て、立てる段階で決定していければなと。ですから、早い、本年度中には何らかの対応がしたいなというふうに考えております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 50万円の関係の中で、先ほどは水だけという話ですけれども、今聞きますと、ちょっとした汚れを取るとか何かするという中も含めて50万円ということなのですか。そうすると、やはり多少は括弧して整備費というのか、何かこう書いたほうが、今質問しているから、ここから答弁で水だけではなくて整備費というのか、何かつく云々というのがうたってあれば、あ、50万円は水道の水だけではないのだなと分かると思うのですけれども、聞かないとずっと50万円になってしまうと思うのですけれども、その辺はやはり明確に今後、書いていただければ、私が質問したから今そういうふうに出たので、その辺をひとつ今後は検討しながらお願いし、そして最後は、できれば表のバルブ、元栓を締めていてずっとではなく、今後早めにご検討いただきながら解決できるようよろしくお願いします。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いします。

21ページお願いします。民生費の中の3目の障害者福祉費の中で、21ページ分の障害児給付事業ということで給付費手数料は4,000円追加、通所給付費が220万円の追加ということで、企財課長の説明ですと利用者の増というような説明がございました。まず1点目が、通常でありますと障害児(者)というような表記になるところが「者」が抜けて「児」だけになっているということ、これ年齢の制限があるのだと思います。対象年齢、何歳から何歳なのかまず教えていただきたいということと、通所ということですので限定された場所があると思いますが、どのような場所に通所をしている現状があるのか、1か所なのか、複数か所なのかという部分も含めてご説明いただきます。

増加ということですので、何名、現在利用者が何名いて、何名の増加分が今回の追加分になっているのかという部分も含めてご説明いただければと思います。お願いします。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。これにつきましては障害児ということで、これは大人のサービスは含まれてなく、だから18歳までということで、おおむね使っていますのが、この中で2つに分かれてまして、この通所で児童発達支援ということで、こちらは就学前の子供が使っているもの、もう一つが放課後デイサービス、こちらはおおむね使っているのが小学生が学校が終わった後に発達障害の支援ということでデイサービスを使っているのが多いです。

人数につきましては、全部で、障害児相談支援を使っていますのが3名、すみません、これは相談です。児童発達支援を使っておりますのが7名でした。放課後デイサービスを使っていますのが20名ということです。今後2名の給付の決定がありまして、今後2名の児童が多くなって使っていくという予定になっています。2名で220万円かということ、そこまではかからないと思うのですが、また今後も申込み等あることも考慮しまして、今回220万円の追加とさせていただきます。

通所の場所は様々ありまして、町内はないのですが、この辺ですと古河、明和、あと館林ということで七、八か所の事業所を使っています。これ国保連を通して請求がありまして、町のほうが払っているという関係

もありまして、その事業所名は来ております。そのような状況になっています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。18歳までを障害児として認知をして、おおむねこの使っている、発達支援のが就学前の子が今7名で、放課後のデイサービスが児童対象に20名ということで、この追加の2名もこの児童対象のデイサービスのほうという考え方でよろしいでしょうか。

障害の程度等もあるのだと思うのですが、これ日中は普通に小学校に通学している状態ですか。それで、放課後児童クラブとかもありますけれども、特別にこういうところを利用して放課後を過ごしているという考え方でよろしいのでしょうか。これ移動に関してはもう保護者の負担になってしまうのですか、あるいはそういう通所先からのサービスなんかも受けられる状態なののでしょうか、いかがでしょう。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 保護者のやはり送迎ということになってしまうと思います。中には送迎サービスをやっているところもあるということです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 これ2名の子の増加がデイサービスのほうへということは、これ発達支援の段階から年齢が上がってサービスがこちに移動するのか、改めて障害が認知されてここの2名になっているのかというところはどうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 すみません、2名の子につきましては保育園児です。保育園児で、児童相談所の巡回相談等で今回受けまして、やはりそういった通所に行ったほうが良いということと、あともう一人の児童につきましては、やはり親が心配して病院を診察しまして、そちらも医師の意見としてそういうところに通ったほうが良いということで今回使うことに給付決定をしたところです。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 私の前の職場のときにも1名ちょっと障害のある子の面倒見させていただいたときに、やはり通常だとちょっと厳しいけれども、周りの子がサポートしながら平常の学校に通学をさせたという実例があるのですが、その先を考えたときやはり親の判断というのですか、障害者の認知、もうそろそろ20年も前の話になりますのであれですけれども、最近ですとやはりどうなのですか、その辺の施設の利用の障壁というのですか、特に親御さんの考え方については若干、自分の子供の発達段階をきちんと把握をして、先にそういうところを利用したほうがこの子のためになるような、そういう考え方に移行しているところは見受けられるかどうか。こちらから積極的に働きかけないとやはりそういった施設も使ってもらえないというような状況のままなのかどうかということなのではあるのですが、その辺の感覚とかあればお願いいたします。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 感覚としましては、なかなか親御さんは認めたくないという方がやはり多いです。予算的に見ましても200万円、前提の予算としては年間3,000万円前後取ってあるのですが、おおむねこの数年で100万円、200万円の増減ですので、減ったり増えたりということで、それほどここ数年で変わっている

というような様子はありません。

○亀井伝吉委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 医学的な見地が高まって発達段階のレベルのレベルづけというのがしやすくなってきて、今までちょっと変わった子というような表現の子たちが障害という認知に入ってしまうというようなところもあって、親御さんもその辺がちょっと判断があれする、これぐらいだったら大丈夫かなみたいなところあるかと思うのですが、この間もテレビなんかでやっていましたけれども、やはり正確に対応してあげると、その子の持っている能力を伸ばすのには通常で我慢させるよりは、そういったところで周りがそれを認めてあげるような環境で、小学校、中学校でもそういうことをやっていただいているかと思うのですが、他の生徒の状況が違いますので、子供たちが伸び伸びと自我を発揮するということまでいかないのだと思うのですけれども、そういったところを積極的に利用してくださいという広報の仕方もしづらいなと思うのですけれども、やはりその辺の行っている子たちの感想、親の感想なんかもきちんとレポートして、そういう判断が、診察がついた子たちの親に対しても広報していく必要も出てくるのかなと思いますので、併せた取組を今後お願いできればと思います。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 11ページちょっと見てください。固定資産税のことでお聞きしたいのですけれども、固定資産税の現年度課税分というので8,700万円ぐらい補正出ているのですけれども、これは何が原因というか、どこのことが追加でやるのか、その辺のことをお聞きしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 高瀬税務課長。

○高瀬利之税務課長 固定資産税の補正の主な理由でございますけれども、まず大きなものが企業等における新規の設備投資、これで償却資産が増加したというのが大きなものがございます。それと、調定の実績、調定を起こしまして現状の収入の見込み、こういうものを検討した結果、8,700万円というような補正の金額という形でございます。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 この発生というか、課税の基準というのは年度途中これ発生するのですか、例えば10月でも7月でも。よく土地だとかそういうものは1月1日基準で課税するとかということがあるのですけれども、新規の場合は、1月1日には家がない場合もあるし、それらは6月なら6か月たつと6月のその時点から発生するのですか。

○高瀬利之税務課長 基準日は1月1日という形になります。ですから、調定、当初の予算を見込みまして、その後償却資産の申告によって、ですからその当初の予算を見込むときには正確な数値が分からない、1月1日でございますので分からないので、その差が出てきてしまうということになるかと思います。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 償却資産なんていうと、1月1日現在もう既に、前年度に設置してあるのだけれども、まだ報告がないから、前年度の10月だか9月だかに設置してあるかもしれないので、本当なら1月1日から課税できるのだけれども、分からないから、それが後になって分かったからその分を年度途中で課税している

と、そういうものね。

○高瀬利之税務課長 そうです。

○青木秀夫委員 それは償却資産なんかの場合だけ、建物は。

○高瀬利之税務課長 基本的にはみんな同じでございませうけれども、償却資産のほうがかなりやはり誤差の範囲は大きいということになります。

○青木秀夫委員 報告が後から来るから、設置したのは前年度だけれども、分かったのが翌年だから、一応1月1日のときには存在していたものだということで課税できるということで、後から追加で遡って課税するわけだ。

○高瀬利之税務課長 そうです。

○青木秀夫委員 そうということね。それがこの主なものというのか、この8,700万円のうちの、そういうことね。そこら辺がちょっと気になったのでお聞きしてみたのです。分かりました。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 11番、市川です。ページ12ページの15款国庫支出金のところの1目民生費国庫負担金のところの2節の障害者福祉費負担金ですけれども、ここに110万円の追加とあるのですけれども、私ちょっとここ説明よく聞いていなかったのですけれども、ここは障害者の申請が増えたためなのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 お世話になります。ここにつきましては、こちらの12ページの110万円というのが給付費の2分の1ということで、支出の220万円に対しての2分の1。13ページ見ていただきますと、やはり16款の県負担金に障害児給付費負担金55万円が4分の1、これに町の費用の4分の1を足しまして、先ほど針ヶ谷委員からご質問ありました220万円という支出になってくる。これにつきましては、先ほど説明をしましたように、やはり2名が増えるということで今回追加の補正をさせていただきました。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 こういう給付金をいただくのには全て申請型ですよ。申請しないといただけないという。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 これにつきましては、給付ということでお金をもらうのではなくて、その子供たちが放課後デイとかを使った費用に対して事業所が国保連に請求をしまして、国保連から本人負担分を除いた分が町に請求が来まして、その請求が来た金額の国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうに負担している内容となっております。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 いろんなことを知っている人はそのように使えるのですけれども、結構知らない障害者の親もいるのではないかなというふうに思うのです。そういう意味ではどうでしょうか。

○亀井伝吉委員長 小野寺福祉課長。

○小野寺雅明福祉課長 実際を使うときには町のほうに給付の申請をしまして、申請と一緒に児童相談所の意見書とか、あとは実際にお医者さんにかかってもらったときの医師の意見書等を基に給付決定をするのですが、確かにお医者さんとかにかからないと、そういうのはないとは思うのですが、お医者さんとかにかかればこういったサービスもあるのでどうですかというふうに、心配な親御さんがそういう児童相談所の相談でもいいですし、定期的に板倉町もやっていますので、そういったところに相談をしてもらったり、あとは保育園等におきましても、やはり昔は元気がよかったというのも今になってみるとちょっと多動とかそういう発達の障害の可能性もあるということで、なかなか親御さんにどうですかとは言えないのですが、親御さんに気づいてもらえればこういった給付に結びつくのかなというふうには考えています。

以上です。

○亀井伝吉委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうですね。なかなか大変かなと思うのですが、やはり早め早めに手を打つことがその子にとっても大切でございますので、そういうきめ細かなやはりこちらの対応ということが大切だと思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 11ページ、先ほど青木さんが質問したものと関連いたします。私、予算決算のときに常に予算と決算額の乖離が非常に町県民税についても固定資産税でも毎年多いのではないかと話をしております。そんな中で、調定と納付見込額で今回補正で追加をしたという先ほどの説明なのですが、調定というのはいつ頃調定ができて、納付見込みというのは調定をして第1期分を納めた時点で納付見込みが分かるのかどうか。先ほどの固定資産税についても、償却資産で1月1日現在のものに対しての課税ですから、恐らくもっと年度入ってから調定はするのだと思うのですよね。そうするとこんなに誤差が出てくるのかどうか。調定で償却資産が増えたからということでこんなに出てくるような気もしないのですけれども、それ答弁間違いはないですか。

○亀井伝吉委員長 高瀬税務課長。

○高瀬利之税務課長 では、まず初めに調定はいつぐらいかという話ですけれども、主に4月から5月にかけてということになるかと思います。納付の見込み、これは調定の実績を見て納付の見込みを立てるといような意味合いでお話をさせていただいたわけでございます。

それと、先ほど青木委員さんからもお話がありました償却資産の関係です。1月1日時点でどれだけあるかというものを1月いっぱい申請をしていただくということになります。それを見て新年度で賦課するという形になるわけですが、当初の予算を立てるのが12月から1月にかけての予算がその新しい数字での予算づけではないと、予算取りではないということになりますので、どうしてもそこで差が出てきてしまうというような状況になるわけです。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは予算は、先ほどの町長の挨拶ではないのですが、12月頃ある程度最終的には固めていくのでしょうかけれども、そのときには歳入見込みについては非常にアバウトなところがあるのでは

うけれども、では調定をして調定見込みがつくというのは、5月頃には固定資産税についても町県民税についても分かるのだと思うのですけれども、どの時点で分かりますか。

○亀井伝吉委員長 高瀬税務課長。

○高瀬利之税務課長 6月になれば分かるかと思います。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、今これ補正予算第8号ですよ。こんなにたたないとある程度補正予算に上げられないのかどうか。6月に分かるのだとすれば最低でも、直近で言えば6月補正、もしくは9月には額がある程度見込めるのだとも思うのですけれども。それはなぜかという、前にも質問したらば、税収の増額についてはなかなかぎりぎりまで、今頃まで分からないよという話の中で、もう追加事業については、町民に対する町民サービスの追加事業についてはもう期間がなくてできないよと、年度内には、そういう話が何回かありましたので、早い時期にこの額がある程度見込めるのだとすれば、町民が要望する事業についてはその財源が場合によっては使えるのではないのかなということがあるのですけれども、予算全体を見ている企画財政課長はその辺はどのように各課から、歳出だけではなくて歳入財源についてはどういう聴取をして補正予算組んでいるのか。

○亀井伝吉委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 町の議会につきましては年度が改まりまして6月の議会がスタートで、続いて9月の議会、また今回12月の議会ということになります。先ほど税務課長の説明では大体6月には調定額の確定ができるというお話ですので、9月には増減の補正は可能というふうには考えてございますが、今年度9月の定例会につきましては町税についての補正はいたしておりませんでした。ちょっと過去の経緯等も改めて担当者から話を聞きまして、今後につきましては検討ができればなというふうに考えてございます。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 町が自由に使える財源というのはやはり固定資産税とか町県民税なのですよね。あとの財源については場合によってはひもつきみたいな財源が多いわけですから、では町単独の事業をやはり町民の要望によってやらなくてはならないという部分が当初予算では予算の範囲内だからなかなか組めないよという部分があるのですけれども、ではその中から順位をつけておいて、もし補正財源が生まれてきたらこれとこれについては年度中に仕事をやろうというものも当然企画財政については、これからもそうなのでしょうけれども、予算をチェックする上において出てきているのだと思うのです。町長の政策予算も含めてですが、では早い時期に町税が1億何千万円も増えるという、約1億円増えるとすれば、ではこれとこれの事業については早期に取り組みましようとか、そういう判断ができてくるのではないのかなというふうに思うのです。繰出金を使っておけばいいという話もあるのですけれども、今回繰出金を戻していますから、だからそういう予算全体のやりくりというのもうちょっとやはり企画財政のほうでは全体を見て調整が必要かなと思うのですけれども、どうでしょうか、副町長。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 議員がおっしゃるところも考えなくてはいけないのかなとも思います。ただ、やはり税の補正に関しては、前回、昨年だったですか、12月の定例会で補正予算を組ませていただきましたけれども、やはり調定は6月頃には大体出るのかなと思うのですけれども、税の納付は1回ではありません。複数回の

分割納期が定まっています、ですからその辺でやはり納付状況も見ていかななくては行けないと。例年納付率はこここのところ微増で大体安定しているのかなと思いますけれども、その辺で我々も、もちろん安全を見させていただきたいなというところもありますから、どうしてもこの時期になってしまうのかなという感じもしますが、取りあえず当初予算については基金の繰入金もいわゆる財源に充てております。ですから、その辺を考えると、増収という部分での税収をそっくり事業費に充ててしまうことそのものがよろしいのかどうか、これは我々としても十分に考えさせていただかなくてはならない部分かなというふうに思っておりますので、その点についてはご理解を賜りたいなというふうに思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 副町長、収入見込みだって毎年1億円から1億二、三千万円出ているのです、同じ時期に。そんなに収納率なんてのは変わるわけないので、調定が変わればこれは収納額変わってきますよね、場合によっては。調定額に対して収納率掛けているわけです。だから、例えば1億3,000万円ぐらいの毎年その調定で増収が見込めるのだとすれば、全額別に事業費に充てろという話ではないので、例えば七、八千万円については早い時期に充てられる可能性もあるでしょう。その安全を見て、安全を見てというので最後まで安全を見ないと財政的に非常に厳しくなってしまうのかどうかということなのですけれども、毎年の繰り返しでしょう。

○亀井伝吉委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 先ほど収納率については比較的安定しているというふうに申し上げました。毎年1億円からということを経営おっしゃいますけれども、たまたま企業の償却資産税等が増加してきているという状況もありますけれども、これがではいつまで続くのかなという、これは償却資産税については、償却資産ですから税額も一つの客体で考えますと減少していくということですから、では今後毎年同額程度が調定に対して、予算に対して増加してくるかどうかという、これは先の展望は何とも言えないところもありますので、先ほども申し上げましたとおり、もう少し我々にも考えさせていただく時間をいただきたいということではないかなというふうに思っております。

以上です。

○亀井伝吉委員長 今村委員。

○今村好市委員 もとがぐらぐらしているわけではないのですよ。基本的に町県民税についても固定資産税についてももとがあるのですよ。もとに対してやはり課税率だとか収納率を掛けているわけですから、そのもとが狂ってしまう話になればこれは別の話ですよ、今の副町長の話となしに。もとはそんなに狂っていないのですよ。よく考えてください。

以上です。

○亀井伝吉委員長 ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第48号 令和4年度板倉町一般会計補正予算(第8号)についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ197万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を1億9,705万5,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長から提案理由で申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰入金、1項2目1節保険基盤安定繰入金に83万6,000円の減額でございます。繰入額の確定によるものでございます。

次に、その下、5款1項1目1節繰越金に245万1,000円の追加でございます。前年度決算の確定によるものでございます。

次に、その下、6款4項1目1節雑入に36万円の追加でございます。こちらにつきましては、前年度広域連合への事務費負担金の額確定によりまして精算されます戻り金でございます。

続いて、次の7ページをお願いいたします。歳出でございます。一番上、2款1項1目18節、広域連合事業から83万6,000円の減額でございます。広域連合への繰入額の確定による負担金の減額でございます。

次に、その下、3款2項1目27節繰出金に207万2,000円の追加でございます。前年度決算確定によります一般会計からの繰入超過分を精算するものでございます。

次に、その下、4款1項1目予備費に73万9,000円の追加でございます。こちらは歳入歳出の総額を合わせるための調整でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご採決賜りますようお願い申し上げます。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 質疑を終結いたします。

議案第49号 令和4年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。

す。

担当課長からの説明をお願いいたします。

玉水健康介護課長。

**○玉水美由紀健康介護課長** それでは、続きまして議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,756万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を20億8,165万6,000円に増額するものでございます。

先ほどと同じように、2ページから5ページは町長から提案理由でご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。6ページ、歳入でございます。1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の2,333万円の減額でございます。内訳といたしましては、医療給付費分が1,606万円、後期高齢者支援金分が637万2,000円、介護給付金分が89万8,000円でございます。収納率などから歳入見込額を減額するものでございます。

次に、その下、3款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金に7万4,000円の追加でございます。マイナンバーカードの保険証利用の申込み推進のための補助金でございます。

次に、その下、6款1項1目1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に860万5,000円の追加でございます。こちらにつきましては、繰入額の確定による増額でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。同じく6款1項1目2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）に46万4,000円の減額、またその下、3節未就学児均等割保険税繰入金の10万1,000円の減額でございます。ともに繰入額の確定による減額でございます。

次に、その下、4、事務費等繰入金でございますが、7万4,000円の減額でございます。こちらは先ほどマイナンバーの保険証利用支援の補助金の収入と財源の振替によるもので同額となっております。

その下、6節財政安定化支援事業繰入金の27万6,000円の減額、またその下、7節福祉医療ペナルティ分の繰入金5万円の追加でございます。ともに繰入額確定による減額でございます。

また、その下、6款の2項1目1節国民健康保険基金繰入金3,573万7,000円の減額でございます。前年度繰越金の増加に伴いまして基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。7款1項1目1節繰越金に6,316万円の追加でございます。前年度決算確定により繰越金の確定でございます。

次に、8款4項5目1節雑入に566万2,000円の追加でございます。国保連合会へ概算で支払ってあった保険給付費等の交付金について精算による戻り金でございます。

次に、次のページ9ページをお願いいたします。歳出になります。7款基金積立金、積立金に1,125万6,000円の追加でございます。歳入の増加による基金積立での増額でございます。

次に、その下、9款1項5目2節保険給付費等交付金返還金に615万3,000円の追加でございます。保険給付費等の過年度分実績確定による返還金でございます。

その下、6目、その他の返還金につきましては16万円の追加でございます。前年度コロナ現年分の実績確定に係る精算分を追加するものでございます。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご採決賜りますようお願い申し上げます。

○**亀井伝吉委員長** ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○**荒井英世委員** 8ページなのですがすけれども、雑入566万2,000円の追加ということなのですが、先ほどの説明の中で普通交付金、これ要するに各市町村で給付に必要な費用ということで、例えば板倉町に給付に必要な費用ということで交付されるわけですよ、金額が。それで、この戻し金ということなのですが、つまり板倉町の給付に関してかなり低かった数字が出たのでしょうか。要するに受診者が少なかったという、各病院に関する、要するに受診の控えというのかな、それが多かったということなののでしょうか、結果的に。

○**亀井伝吉委員長** 玉水健康介護課長。

○**玉水美由紀健康介護課長** 国民健康保険につきましては県が財政を担っておりまして、それぞれ町村の状況、人口ですとか、加入者数ですとか、それで負担金が決まります。この分先に概算で国保連のほうに町の負担金を納めていったもの、最後年度末精算いたしまして、その分担といいますか、戻り金が戻ったものになりますので、町の受診者がダイレクトにこの金額というわけではないと思います。

○**亀井伝吉委員長** 荒井委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と言う人あり]

○**亀井伝吉委員長** 以上で質疑を終結いたします。

議案第50号 令和4年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○**亀井伝吉委員長** 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

川田住民環境課長。

○**川田 亨住民環境課長** お世話になります。それでは、議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,673万円とするものでございます。

次に、7ページの歳入の項目を御覧になってください。まず、4款1目一般会計繰入金でございます。一般会計繰入金を65万5,000円減額するものでございます。

5款繰入金でございます。1目の繰越金でございます。前年度繰越金987万1,000円の追加でございます。

7款の町債でございます。1目町債、下水道事業債（公営企業会計適用債）といたしまして180万円の減額でございます。

ページを1枚めくっていただきまして8ページを御覧になってください。歳出でございます。1款の下水

道費、1目下水道総務費でございます。これは公営企業会計適用事業といたしまして、公営企業会計移行の支援業務委託料でございます。これが当初予算は480万円を計上させていただきましたが、入札により220万円と委託費が確定となったための260万円の減額でございます。

次に、水質浄化センター費でございます。水質浄化センターの光熱水費、これは電気料の高騰によりまして1,001万6,000円の追加をお願いしたいものでございます。

それと、地方債の補正でございます。地方債の補正なのですけれども、4ページ御覧になってください。先ほど歳出の部でご説明申し上げました公営企業の適用債、適用事業の委託料なのですが、それ額が確定したために当初の400万円から220万円に減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○亀井伝吉委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 電気料、これ増加したよね。その元は、本来なら予算に組んである電気料というのは、この1,000万円追加する前の元の電気料の予算ってどのぐらいなのか。

○亀井伝吉委員長 川田住民環境課長。

○川田 亨住民環境課長 それでは、参考までになのですけれども、4月分から10月分までの……

[「年間で」と言う人あり]

○川田 亨住民環境課長 年間でいいですか。光熱水費といたしまして、今年度の予算で880万円計上させていただいております。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、では800万円に追加で1,000万円というと倍以上になってしまうということになるわけね。これが来年の4月頃か、また上がるということなのかね、電気料が、今の予測ですと。板倉町がどうしても何にもならないのだけれども、それ参考までにちょっとお聞きしたのですけれども。

それと、もう一つついでに説明してくれる。この公営企業会計移行支援業務委託料って、具体的にはこれはどういうものなの、それで委託先はどこなのか、これ。

それともう一つ、これはこの単年度だけね、5年に1回とかなんかこれ出すわけ、それとも、計画をするとか、毎年この委託費を出すわけ。

○亀井伝吉委員長 川田住民環境課長。

○川田 亨住民環境課長 今現在下水道会計は特別会計という方式を取っているのですけれども、国の指導によりまして全国的に令和6年度から会計の形を複式簿記方式にする、それで公営企業でやりなさいというような国からの指示がありまして、当町でも令和6年度から複式簿記を活用した公営企業会計に移行したいという考えを持っております。ですので、その委託代金というのは、令和6年度に移行できればその委託代はなくなります。委託している企業は、東京にあるコンサルタントでございます。

すみません、コンサルタント名はちょっと調べまして後でお伝えします。申し訳ないです。

○亀井伝吉委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 令和6年度から企業会計に移行するので、その会計方式の準備を指導するというやつ。そ

のための指導料というのかね。

○川田 亨住民環境課長 特別会計から企業会計に移行する準備作業をお手伝いいただいているという形です。

○青木秀夫委員 だから、その指導料というのか、そのための金額が220万円か。

○川田 亨住民環境課長 はい。

○青木秀夫委員 それは今回だけの、単年度だけね、今年だけの。令和6年に移るためのものね。

○川田 亨住民環境課長 令和6年に移行するためのコンサルタント料です。

○青木秀夫委員 これは会計事務所みたいなものと違うの、コンサルタントと言うけれども。

○川田 亨住民環境課長 会計事務所とはまた違いますけれども。

○青木秀夫委員 その企業会計に移るための指導するのに、こんな仕組みになるのだよというのをシステムを教えてくれるのにお金かかるわけだ。

○川田 亨住民環境課長 そうです。公営企業会計するには今電算を使っておりますので、例えば水道料金から下水道料金を割り出して算出したりするのですけれども、そういった下水道料金の徴収の方法でありますとか、あと下水道の会計の財政の考え方がありますとか、そういった考え方が大きく違ってくるのです、電算システムによりまして。

○青木秀夫委員 そういう仕組みを指導してくれるというわけね。それを指導してもらうのに委託してつくってもらって、その相談料みたいなものだ、指導料というかね。

○川田 亨住民環境課長 簡単に言えばそんな感じです。

○青木秀夫委員 そうしたことね、だからこれ今回限りね。

○川田 亨住民環境課長 はい。

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

荒井委員。

○荒井英世委員 さっきの電気代の関係ですけれども、ちょっと参考までに聞きたいのですけれども、4月から10月までの実績、先ほど言い始めたのですけれども、ちょっと教えてください。

○亀井伝吉委員長 川田住民環境課長。

○川田 亨住民環境課長 4月分の電気料が94万2,000円でございます。5月分が91万6,000円、6月分が100万円です。7月分が121万円です。8月分が136万円、9月分が134万円、10月分が180万円ほどでございます。

[何事か言う人あり]

○亀井伝吉委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 では、質疑を終結いたします。

議案第51号 令和4年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係議案4件の審査が終了いたしました。

委員各位の慎重なる審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○亀井伝吉委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

大変にお疲れさまでした。

閉 会 （午後 2時47分）